

金融商品取引法第24条の4の4第1項及び第2項の適用のない生命 保険会社における任意の財務報告に係る内部統制の監査の留意事項 (中間報告)

平成21年3月11日
改正 平成24年3月22日
日本公認会計士協会

《はじめに》

1. 平成18年6月に金融商品取引法が成立し、平成20年4月1日以後開始する事業年度から、上場企業に対し財務報告に係る内部統制の経営者による評価と財務諸表監査の監査人による内部統制監査の制度が導入された。この制度の導入に向けて、平成19年2月には企業会計審議会から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」が公表され、更にこれを踏まえて、平成19年10月24日付けで日本公認会計士協会から、監査人が実施する財務報告に係る内部統制の監査(以下「内部統制監査」という。)における監査手続、留意すべき事項等を取りまとめた監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」(以下「82号報告」という。)が公表された。
2. 「金融商品取引法第24条の4の4第1項及び第2項の適用のない生命保険相互会社及び生命保険株式会社」(以下、本研究報告において「生命保険会社」という。)の一部は、生命保険事業の社会性・公共性から内部統制報告制度の基本的な考え方に基づき、自発的に内部統制報告書を作成し、保険契約者等多くの利害関係者に対し当該内部統制報告書を開示しており、さらに、法令上の監査は求められていないものの、財務報告の信頼性を担保するため、当該内部統制報告書についての監査を財務諸表監査の監査人に要請している状況にあるが、生命保険会社は、一般的な事業会社に比べて特殊な財務構造を有しており、固有の勘定科目が利用されていることや、リスクの所在や多様性が一般的な事業会社とは異なっている。
3. このため、生命保険会社が自発的に作成する内部統制報告書について任意で監査を行う場合の実務の参考に資することを目的に、当該監査において特に留意すべき事項及び監査報告書の文例を研究報告として示すこととした。
4. 本研究報告は、生命保険会社の任意の内部統制監査に当たり、現時点において示しておくべき最小限の、特に留意すべき事項を取りまとめたものであり、今後、上場企業以外の会社における任意の内部統制監査のあり方や取扱い等が公表された場合には、本研究報告の見直しの必要性が生じることなども想定されるため、中間報告とした。
5. 平成24年改正の本研究報告は、内部統制報告制度の運用の見直しを図るため、平成23年3月に企業会計審議会から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並び

に財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」等が公表され、更にこれを踏まえて、平成23年8月10日付けで82号報告が改正されたことを受けて、生命保険会社の内部統制監査における留意事項を反映させたものである。

《 内部統制の評価の範囲について》

《 1 . 財務諸表以外の開示事項等》

- 6 . 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（以下「内部統制基準及び内部統制実施基準」という。また、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」を「内部統制実施基準」という。）によれば、「財務報告」とは「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告をいう」とあり、上場企業においては有価証券報告書の「経理の状況」の部分のみならず「経理の状況」以外の財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項の部分も対象としている。生命保険会社の場合における財務諸表以外の開示事項等に関しては、例えば、ソルベンシー・マージン比率、年換算保険料や保険金ベースの保有契約等の業績指標、エンベディッド・バリュー、あるいは一般勘定の平均残高・運用利回り情報、基礎利益等は、生命保険会社としての事業目的に大きくかかわってはいるが、財務諸表数値に直接的に関連するものではなく、内部統制監査においては、財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等として捉える必要はないものと考えられる。

《 2 . 任意の内部統制監査の対象となる「財務報告」の範囲》

- 7 . 金融商品取引法の内部統制報告制度においては、一義的には経営者が「財務報告」の範囲を判断することが前提となると考えられる。同様に、経営者が自発的に作成する内部統制報告書においても同法の内部統制報告制度の基本的な考え方にに基づき、内部統制基準及び内部統制実施基準に準じて作成されることからすれば、経営者が「財務報告」の範囲を判断することになると考えられる。
- 8 . 生命保険会社においては、一般的には、保険業法第110条第2項（保険業法施行規則第59条第5項を含む。）に基づき作成される連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書（株式会社の場合においては、連結株主資本等変動計算書）、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記が評価の対象となる「財務報告」の範囲になると考えられるが、経営者が連結財務諸表以外の開示事項等を「財務報告」の範囲としている場合には、これらを内部統制監査の対象とすることは、適切ではないと考えられる。また、監査人は、経営者が内部統制報告書において、内部統制の評価対象となる「財務報告」の範囲を明確に記載していない場合には、意見を表明することができないことに十分留意する必要がある。
- 9 . 監査の対象となる「財務報告の範囲」については、あらかじめ監査契約の段階で明確にしておくことが望ましい。

《 内部統制の開示すべき重要な不備の判断指針について》

10. 内部統制の開示すべき重要な不備は、内部統制の不備のうち、一定の金額を上回る虚偽記載、又は質的に重要な虚偽記載をもたらす可能性が高いものであり、重要性を判断する際には、金額的な重要性及び質的な重要性の双方について、原則として連結財務諸表に対して検討を行う。
11. 重要性の判断のうち、金額的重要性は、連結総資産、連結経常利益、連結税引前利益などの指標に対する比率で判断する。これらの指標や比率は画一的に適用するのではなく、会社の業種、規模、特性など、会社の状況に応じて適切に用いる必要がある。生命保険会社の場合、一般的に連結税引前利益（税金等調整前純剰余）の水準に比べて連結総資産の金額が相対的に大きくなる傾向があること等を踏まえると、連結税引前利益（税金等調整前純剰余）の概ね5%程度を金額的重要性の判断基準として機械的に適用することが適当ではない場合があることに留意する。この場合には、連結税引前利益（税金等調整前純剰余）以外の指標も考慮することが必要と認められるが、内部統制の不備に関わる重要性の判断指針は、最終的には財務諸表の信頼性にかかわることから、財務諸表監査における重要性と同一になると考えられる。

《 重要な事業拠点の選定について》

12. 重要な事業拠点の選定指標について、内部統制実施基準 2.(2)（注1）では、銀行等の場合には、経常収益を用いることが考えられるとされており、生命保険会社の場合においても、基本的には連結経常収益により判断することになると考えられる。しかし、生命保険会社においては、金利動向により資金運用収益が変動するため取引規模以外の要因により連結経常収益が変動する可能性があることや、特別勘定資産運用取引等のように損益が通算されて連結経常収益に純額で計上されていること、保険契約準備金の戻入が計上される場合があることなどを考慮すると、取引の規模を表す指標として一時点の連結経常収益のみをそのまま使用することが適切でない場合も考えられる。その場合、最近数事業年度の平均連結経常収益を利用する方法や、連結経常収益から取引規模以外の要因を調整する方法、連結経常収益に追加的又は代替的に連結総資産や連結経常利益等の指標を用いる方法などを考慮して重要な事業拠点を選定することが考えられる。
13. 事業拠点は、必ずしも地理的な概念や法的な組織区分にこだわる必要はなく、経営者が企業集団の経営管理の実態に応じて事業拠点を識別しているかどうかを検討する必要がある。特に生命保険会社の場合、生命保険事業の経常収益に占める割合は非常に高く、事業拠点として当該事業のみが選定されることもあると思われるが、経営管理の実態として、例えば、個人保険・個人年金、団体保険、団体年金の別に当該事業を更に細分化して識別している場合には、それらの保険料等収入を指標として、重要な事業拠点を選定することが適切な場合も考えられる。

《 評価範囲の妥当性の検討》

《 1 . 重要な事業拠点における業務プロセスの識別》

14. 評価対象とする業務プロセスの識別について、内部統制実施基準 2.(2) (注1)では、預金・貸出業務等を中心とする多くの銀行等においては、預金、貸出金、有価証券の3勘定に至る業務プロセスを、原則的な評価対象とすることが考えられるとされている。他方、生命保険会社においては、有価証券、一般貸付金、保険契約準備金の貸借対照表における3勘定のほか、保険契約準備金の計算に重要な影響を与える保険料等収入、保険金等支払金に至る業務プロセスも原則的な評価対象とするといった対応が一般的と思われる。これらの業務プロセスのうち、貸借対照表における3勘定に直接的に関連する損益項目もカバーされることに留意すべきであるが、いずれも生命保険会社の収益獲得活動と密接に関連している業務プロセスである。
15. 生命保険会社の中でもビジネスモデル及び経営方針によって重要な事業は異なり、また、経営環境によって重要な事業が変化することもあることから、生命保険会社ごとの実態に即して「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目」を選定しているかを検討する必要がある。
16. 生命保険会社において、生命保険業以外の事業セグメントを有する企業グループ等の場合は、例えば、事業セグメント単位で「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目」が異なる可能性もあるため、前述した有価証券、一般貸付金、保険契約準備金、保険料等収入及び保険金等支払金以外の勘定科目についても、「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目」として選定する必要性を検討することに留意すべきである。

《 2 . 個別に評価対象に追加する業務プロセスの識別》

17. 経営者が、《 1 . 重要な事業拠点における業務プロセスの識別》で選定された業務プロセスのほか、すべての事業拠点から、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載が発生するリスクの高い業務プロセスを識別し、個別に評価対象に加えているかどうかを検討しなければならない。また、生命保険会社においても、重要な虚偽記載のリスクの発生可能性という観点に留意の上、例えば、以下の観点から個別に評価対象に追加すべき業務プロセスが識別されているかどうかを検討する必要がある。なお、以下に示す項目はあくまでも一般的な例示であり、生命保険会社ごとの事業形態、事業内容によっても選定される業務プロセスは異なる点に留意する。

リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス

生命保険会社において、重要な虚偽記載が発生する可能性が高い業務プロセスとして個別に評価対象に追加すべきリスクが大きい取引としては、生命保険会社ごとの全社的な内部統制の整備及び運用状況に応じて異なるものと考えられるが、例えば、次の取引のように個別の案件ごとに会計処理が異なり、複雑な会計処理が必要な取引について、重要な虚偽記載が発生する可能性が高いと判断した場合には、当該取引が該当するものと考えられる。

- ・ デリバティブ取引(特に店頭取引について、その理論価格の算定が複雑なもの)
- ・ 複合金融商品に係る取引
- ・ 金融資産の流動化又は証券化取引

- ・ 再保険取引

見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス

生命保険会社における、見積りや経営者による予測を伴う勘定科目としては、保険契約準備金、貸倒引当金（貸付金償却の判定を含む。）有価証券及びその評価損益、金融派生商品及びその評価損益、減損損失、退職給付引当金、繰延税金資産などが一般的に該当するものと考えられる。

《 全社的な内部統制の評価項目について》

18. 全社的な内部統制の例として、内部統制実施基準（参考1）「財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例」が示されている。一方、生命保険会社においては、例えば、金融庁が公表している「保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル）」（以下「保険検査マニュアル」という。）で求められる内部管理態勢が経営管理上は重視される場合がある。しかし、内部統制監査と保険検査は目的が異なることから、全社的な内部統制として評価すべき項目と保険検査マニュアルで求められる内部管理態勢は、財務報告に関連する内部統制について一部重なる部分があるものの、必ずしも同一となるわけではない。そのため、保険検査マニュアルにおいて財務報告に関連すると判断される項目があれば、内部統制監査を実施するに当たって、参考とすることも有用であると考えられる。

19. 一般の上場企業においては、財務報告書類の公表に至る過程での取締役会及び監査役又は監査委員会の監視機能が適切な情報開示に対して重要な役割を果たすこととなるが、生命保険会社の場合には、更に保険計理人が行う責任準備金等の確認業務も重要な役割を有しているため、全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価の検討に当たっては十分に留意する必要がある。

《 生命保険会社における一体型内部統制監査報告書の文例》

20. 金融商品取引法の内部統制報告制度において、内部統制監査報告書を作成する場合には、財務諸表監査報告書と一体として、いわゆる一体型の内部統制監査報告書を作成することが原則とされていることから本研究報告においても、一体型の文例を示しているが、生命保険会社の財務諸表監査及び内部統制監査が任意の監査であることを踏まえると財務諸表監査報告書と内部統制監査報告書を分離して作成することもあり得るものと考えられる。

21. 無限定適正意見以外の文例や有価証券報告書を提出する義務のある生命保険株式会社の監査及び金融商品取引法第193条の2第2項に準ずる監査の場合については、82号報告を参照されたい。

22. 《 内部統制の評価の範囲について》《 2. 任意の内部統制監査の対象となる「財務報告」の範囲》に記載したとおり、生命保険会社の経営者が作成した内部統制報告書に内部統制の評価の範囲が明確に記載されていない場合には、監査人は意見を表明してはならないことに留意が必要である。

23. 生命保険会社が連結財務諸表を作成していないことから、個別財務諸表に係る内部

統制を評価の範囲の対象とした場合においては、以下の文例の文言を適宜修正する必要がある。

24. 一体型内部統制監査報告書の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明であるとき）は、次のとおりである。

(文例)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成×年×月×日

〇〇生命保険相互会社（注１）

取締役会 御中

監 査 法 人		
指 定 社 員	公認会計士	印
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	印
業 務 執 行 社 員		

（注２）

< 財務諸表監査 >

当監査法人（注３）は、生命保険相互会社（注１）の平成×年４月１日から平成×年３月３１日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書（注４）、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書（注５）、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、保険業法第110条第２項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注６）に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注３）の責任は、当監査法人（注３）が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注３）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注３）に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための

手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注3）の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注3）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注3）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注3）は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注6）に準拠して、生命保険相互会社（注1）及び連結子法人等（注7）の平成×年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人（注3）は、生命保険相互会社（注1）の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書（注4）、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書（注5）、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした生命保険相互会社（注1）の平成×年×月×日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人（注3）の責任は、当監査法人（注3）が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人（注3）に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施

することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人（注3）の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注3）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注3）は、生命保険相互会社（注1）が平成×年×月×日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 株式会社の場合には、「生命保険株式会社」とする。

（注2） 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

監 査 法 人

代 表 社 員	公認会計士	印
業 務 執 行 社 員		

業 務 執 行 社 員	公認会計士	印
-------------	-------	---

監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

有 限 責 任 監 査 法 人

指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	印
業 務 執 行 社 員		

指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	印
業 務 執 行 社 員		

監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

公認会計士事務所

公認会計士 印

公認会計士事務所

公認会計士 印

- (注3) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。
- (注4) 連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、「連結損益計算書、連結包括利益計算書」を、「連結損益及び包括利益計算書」とする。
- (注5) 株式会社の場合には、「連結株主資本等変動計算書」とする。
- (注6) 保険業法第54条では、相互会社の会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとしており、生命保険相互会社においても、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成していることから、本研究報告では監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の「金融商品取引法監査（年度監査）」における連結財務諸表に関する監査報告書の文例1に準じて、当該監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を文中「企業会計の基準」として示した。
- (注7) 「連結子法人等」とは、保険業法施行令第13条の5の2第3項における子法人等であって、連結財務諸表の作成範囲に含まれている子法人等を示している。
- (注8) 監査報告書の取扱いについては、以下の監査基準委員会報告書を参考とされたい。
- ・ 監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
 - ・ 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
 - ・ 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
 - ・ 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」
 - ・ 監査基準委員会報告書560「後発事象」
- また、除外事項付意見を表明する場合等の監査報告書の文例については、監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」を参考にされたい。

以 上